

八戸市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する 条例施行規則の一部改正（案）の概要について

1 改正の理由

公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令の規定に基づき、長期療養者の休業補償及び年金たる補償に係る補償基礎額の最低限度額及び最高限度額が定められたことに伴い、年齢階層ごとの補償基礎額の最低限度額及び最高限度額を改めるためのものである。

2 改正の内容

別表第 1（第 1 条の 2関係）



年齢階層ごとに補償基礎額の最低限度額及び最高限度額として教育委員会が定める額は、別表第 1 のとおりとする。

改 正 前		
年齢階層	最低限度額	最高限度額
25 歳未満	5,173 円	13,207 円
25 歳以上 30 歳未満	5,721 円	13,589 円
30 歳以上 35 歳未満	6,139 円	16,312 円
35 歳以上 40 歳未満	6,571 円	18,803 円
40 歳以上 45 歳未満	6,750 円	21,355 円
45 歳以上 50 歳未満	6,865 円	23,924 円
50 歳以上 55 歳未満	6,738 円	25,214 円
55 歳以上 60 歳未満	6,057 円	24,747 円
60 歳以上 65 歳未満	4,916 円	19,935 円
65 歳以上 70 歳未満	3,930 円	15,579 円
70 歳以上	3,930 円	13,207 円

改 正 後		
年齢階層	最低限度額	最高限度額
25 歳未満	5,333 円	13,287 円
25 歳以上 30 歳未満	5,894 円	13,958 円
30 歳以上 35 歳未満	6,233 円	16,456 円
35 歳以上 40 歳未満	6,654 円	19,157 円
40 歳以上 45 歳未満	6,893 円	21,279 円
45 歳以上 50 歳未満	7,031 円	24,269 円
50 歳以上 55 歳未満	6,792 円	25,630 円
55 歳以上 60 歳未満	6,191 円	24,976 円
60 歳以上 65 歳未満	5,009 円	20,297 円
65 歳以上 70 歳未満	3,920 円	15,558 円
70 歳以上	3,920 円	13,287 円

3 施行期日 公布の日から施行

4 適用期日 施行日以後に支給すべき理由が生じた補償等並びに同日前に支給すべき理由が生じた補償で同日以後の期間について支給すべきものの補償基礎額について適用する。

平成29年5月25日

八戸市教育委員会 様

八戸市文化財審議委員

委員長 三浦 忠司



八戸市文化財の指定解除について（答申）

平成29年5月17日付け八教社第37号で諮問を受けた標記の件について、下記のとおり結論を得たので答申いたします。

記

種 別 有形文化財

名 称 遠山家日記

所 有 者 八戸市 八戸市内丸一丁目1番1号

上記文化財の八戸市文化財保護条例第10条第4項による指定解除は、妥当なものと思料される。